

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構第3期中期計画

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)の規定に基づき、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」より名称を変更)

平成30年11月28日総務大臣変更認可

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成29年2月28日付けをもって総務大臣から指示があった平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間(以下「中期目標期間」という。)における独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号。以下「改正法」という。))により、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を次のとおり定める。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 郵便貯金管理業務

機構は、郵便貯金を適正かつ確実に管理し、これに係る債務を確実に履行することを求められている。郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施することとする。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行(以下第1の1(1)において「委託先」という。)に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式会社(以下第1の1(1)において「再委託先」という。)に対し、再委託された業務(再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の1(1)において同じ。)について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

加えて、次のとおり、委託先及び再委託先(以下第1の1(1)において「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。

① 監督方針の策定

事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。

なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。

② 確認等

監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者か

らの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求め等々の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における郵便貯金管理業務の実施状況を監査することとする。

監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。

また、全国的に郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

(2) 資産の確実かつ安定的な運用

郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙1）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。

(3) 周知・広報

郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。

具体的には、早期払戻しを促す挨拶状を、平成29年4月1日時点で満期後9年目以下の預金者に対して中期目標期間中に1回以上発送し、同期間中に満期後15年目を迎えた預金者に対して当該年度に発送する。それ以外の預金者に対しても挨拶状の効果を検証した上で、効果が認められた場合には可能な限り実施する。これにより、中期目標期間中に挨拶状を240万件以上発送する。

また、挨拶状に係る施策を改善していくため、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行うこととする。なお、初年度は1,000名以上の預金者に対して調査票を発送することとし、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行うこととする。

さらに、転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対しても周知するために住所調査を行うことの有効性について検証を行い、効果が認められた場合には可能な限り実施する。

これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を、毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。

郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。

広報に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めることとする。

(4) 情報の公表

① 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対して

サービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。

なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。

- ② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。

2 簡易生命保険管理業務

機構は、簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これに係る債務を確実に履行することを求められている。簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施することとする。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第1の2（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の2（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の2（1）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第1の2（1）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。

① 監督方針の策定

事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意するものとする。なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。

② 確認等

監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査することとする。

監査項目は、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。

また、全国的に簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観

点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

(2) 資産の確実かつ安定的な運用

簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の運用計画（別紙2）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。

再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を毎月把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。必要に応じ、上記第1の2（1）①及び②による確認等を行うこととする。

(3) 周知・広報

民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表する。

また、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。

広報に当たっては、実際に窓口において満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めることとする。

(4) 情報の公表

① 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。

なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。

② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。

3 郵便局ネットワーク支援業務

機構は、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを求められている。郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施することとする。

(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施

交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、業務方法書に基づく交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めた規程類を平成30年度末までに整備し、平成31年度以降の毎事業年度1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行い、必要に応

じて規程類の見直しを行うこととする。

法令に基づき郵便局ネットワーク支援勘定が設けられたため、徴収した拠出金は他の勘定の資金と区分し、口座を分けて管理する。また、郵便局ネットワーク支援業務専門の部門を設け徴収した拠出金の取扱者を限定し、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講じ、平成31年度以降の毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。

交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。改正法により平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に題名を変更。以下「機構法」という。）の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して適切な交付及び徴収の時期等を年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下第1の3（1）において同じ。）の開始前に確定し、交付及び徴収を実施することとする。

また、交付金を交付した年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と当該年度に交付した交付金の額の整合性を、平成32年度以降に日本郵便株式会社から機構法第18条の6の規定による書類の提出があった後、遅滞なく確認することとする。

（2）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施

交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施のため、総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定することとする。また、総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。

郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手する。日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認する。これらの資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行うこととする。

また、各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）業務経費等の合理化・効率化

機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並

びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。

なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第4 その他業務運営に関する重要事項」中の「4 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。

(2) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 調達合理化

一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。

中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。

また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

4 短期借入金の限度額

郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、170百万円とする。

5 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

6 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等

郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、同条第2項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

下記3に記載。

3 内部統制の充実・強化

(1) 内部統制の体制整備等

法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。

- ① 統制環境の整備
- ② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応
- ③ 統制活動としての方針等の整備
- ④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備
- ⑤ モニタリング態勢の整備
- ⑥ ICTへの対応

内部統制委員会は、毎年1回以上開催する。

また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化する。

(2) 人事に関する計画

各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労働課題について適切な管理体制を確立するなど、働きやすい職場環境を整備する。

4 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、適時適切に情報システム更改及びペネトレーションテストを実施するとともに、職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上実施し、PDCAサイクルによる改善を図る。

委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じ、上記第1の1(1)及び2(1)の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。

5 災害等の不測の事態の発生への対処

災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて、毎年度見直す。また、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務連絡体制等について、適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を年2回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。

委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対応が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第1の1（1）及び2（1）の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。

郵便貯金資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

郵便貯金資産の運用は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号。以下「改正法」という。）により平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に題名を変更。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）に定められた範囲内で、以下の方法により行う。

① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（改正法により、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。以下「機構」という。）が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。

② 預金者貸付け

整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第64条の規定により預金者に対する貸付けを行う。

③ 地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第6条第2項の規定により、公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④ 国債等

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

⑤ その他

郵便貯金勘定における流動性の確保の必要性その他の状況を踏まえ、預金を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 機構が公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、郵便貯金勘定における流動性の確保の必要性その他の状況を踏まえて確保する現金及び預金並びに国債等

簡易生命保険資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

簡易生命保険資産の運用は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号。以下「改正法」という。）により平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に題名を変更。以下「機構法」という。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）に定められた範囲内で、以下の方法により行う。

① 契約者貸付け

機構法第29条第1号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

② 株式会社かんぽ生命保険への預託

機構法第29条第2号の規定により、株式会社かんぽ生命保険への預託に係る債権を保有する。

③ 地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び整備法附則第18条第2項の規定により、日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④ 国債等

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有することを基本とする。

⑤ その他

簡易生命保険勘定における流動性の確保の必要性その他の状況を踏まえ、預金を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（改正法により、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。）が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに国債等

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成29年度～平成33年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	22,948,922
保険料等収入	21,469,579
拠出金収入	870,356
運用収入	590,056
手数料収入	108
その他の業務収入	18,822
借入金償還原資	6,804,554
計	29,753,477
支出	
業務経費	22,945,927
保険金等支払金	21,477,488
交付金	870,000
支払利子	590,056
その他の業務支出	8,383
一般管理費	362
人件費	2,689
借入金償還	6,804,554
計	29,753,532

【人件費の見積り】

期間中総額2,174百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	22,020,790
経常収益	22,020,790
保険料等収入	20,557,251
拠出金収入	870,353
資産運用収益	576,623
役務取引等収益	108
その他業務収益	—
その他経常収益	16,455
費用の部	22,023,159
経常費用	22,023,159
保険金等支払金	20,565,152
交付金	870,000
資金調達費用	576,623
役務取引等費用	108
その他業務費用	—
事業費	8,970
一般管理費	1,502
その他経常費用	804
経常損失	△ 2,369
特別利益	—
特別損失	—
当期純損失	△ 2,369
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,369
当期総利益	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	42,488,998
業務活動による支出	33,468,373
投資活動による支出	2,209,196
財務活動による支出	6,804,554
次期への繰越金	6,875
資金収入	42,488,998
業務活動による収入	23,670,353
保険料等収入	21,469,579
拠出金収入	870,356
貸付金の回収等	721,431
運用収入	590,056
手数料収入	108
その他の業務収入	18,822
投資活動による収入	16,541,148
財務活動による収入	2,220,944
前期よりの繰越金	56,553

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成29年度～平成33年度)

【郵便貯金勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	38,899
運用収入	31,204
手数料収入	108
その他の業務収入	7,586
他勘定より受入	82
借入金償還原資	721,431
計	760,412
支出	
業務経費	37,618
支払利子	31,204
その他の業務支出	6,414
一般管理費	146
人件費	1,158
他勘定へ繰入	82
借入金償還	721,431
計	760,435

【人件費の見積り】

期間中総額931百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	29,894
経常収益	29,894
資産運用収益	22,199
役務取引等収益	108
その他業務収益	—
その他経常収益	7,586
費用の部	29,894
経常費用	29,894
郵便貯金利子	8,173
借入金利息	14,026
役務取引等費用	108
その他業務費用	—
事業費	6,959
一般管理費	627
その他経常費用	0
経常利益	—
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	—
当期総利益	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,286,317
業務活動による支出	10,558,469
投資活動による支出	62
財務活動による支出	721,431
次期への繰越金	6,355
資金収入	11,286,317
業務活動による収入	760,412
貸付金の回収等	721,431
運用収入	31,204
手数料収入	108
他勘定より受入	82
その他の業務収入	7,586
投資活動による収入	10,458,025
財務活動による収入	11,880
前期よりの繰越金	56,000

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成29年度～平成33年度)

【簡易生命保険勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	22,039,671
保険料等収入	21,469,579
運用収入	558,852
その他の業務収入	11,240
借入金償還原資	6,083,123
計	28,122,795
支出	
業務経費	22,038,259
保険金等支払金	21,477,488
支払利子	558,852
その他の業務支出	1,919
一般管理費	191
人件費	1,254
借入金償還	6,083,123
計	28,122,828

【人件費の見積り】

期間中総額1,008百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	21,120,546
経常収益	21,120,546
保険料等収入	20,557,251
資産運用収益	554,424
その他業務収益	—
その他経常収益	8,871
費用の部	21,122,915
経常費用	21,122,915
保険金等支払金	20,565,152
資金調達費用	554,424
事業費	1,824
一般管理費	712
その他経常費用	804
経常損失	△ 2,369
特別利益	—
特別損失	—
当期純損失	△ 2,369
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,369
当期総利益	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	30,332,411
業務活動による支出	22,039,638
投資活動による支出	2,209,130
財務活動による支出	6,083,123
次期への繰越金	520
資金収入	30,332,411
業務活動による収入	22,039,671
保険料等収入	21,469,579
運用収入	558,852
その他の業務収入	11,240
投資活動による収入	6,083,123
財務活動による収入	2,209,064
前期よりの繰越金	553

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成29年度～平成33年度)

【郵便局ネットワーク支援勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	870,356
拠出金収入	870,356
その他の業務収入	—
他勘定より受入	82
借入金償還原資	—
計	870,438
支出	
業務経費	870,052
交付金	870,000
その他の業務支出	52
一般管理費	26
人件費	277
他勘定へ繰入	82
借入金償還	—
計	870,437

【人件費の見積り】

期間中総額235百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	870,354
経常収益	870,354
拠出金収入	870,353
その他経常収益	2
費用の部	870,354
経常費用	870,354
交付金	870,000
資金調達費用	—
事業費	189
一般管理費	165
その他経常費用	—
経常利益	—
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	—
当期総利益	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	870,438
業務活動による支出	870,434
投資活動による支出	4
財務活動による支出	—
次期への繰越金	1
資金収入	870,438
業務活動による収入	870,438
拠出金収入	870,356
他勘定より受入	82
その他の業務収入	—
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。